

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和8年4月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500521号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2600001号

## 第1 結論

請求者のA社における平成30年9月1日から平成31年4月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成30年9月から平成31年3月までの標準報酬月額については、17万円から20万円とする。

平成30年9月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年9月から平成31年3月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和57年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年9月1日から平成31年4月1日まで

請求期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額よりも低い額となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る給与明細書及び給与所得に対する源泉徴収簿(以下、併せて「給与明細書等」という。)並びに日本年金機構の回答によると、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「本来の標準報酬月額」という。)及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれも20万円であり、オンライン記録の標準報酬月額(17万円)を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書においては、特例対象者(請求者)について、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることができない旨規定されているところ、当該規定については、請求者が代表取締役又は経理や社会保険事務に係る担当者であれば無条件に適用されるものではなく、虚偽の届出に対する共謀の事実、経理や社会保険事務に影響力を持って

いたか否か等を考慮して、その適用有無を総合的に判断することとなる。

これらを踏まえ本件をみると、A社の履歴事項全部証明書により、請求者は同社の取締役であったことが確認できる上、同社の事業主は、請求者が社会保険事務及び給与の担当者であった旨回答している。

しかしながら、事業主は、平成30年の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）が、給与明細書等の報酬月額より低額で届出された理由について、算定基礎届に記載する報酬月額は、給与明細書の総支給額を記入するところ、誤って差引支給額を記入したためであり、これにより適切な届出が行われず、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していない旨回答している。

また、請求者は、従業員から標準報酬月額が低くなっている旨の申出を受けた後、速やかに過去の記録を全て調査し、年金事務所に相談の上、平成30年の算定基礎届に係る事業所一括の年金記録訂正請求書を提出していることが確認できる。

さらに、日本年金機構の回答によると、A社は社会保険料の滞納事業所となっていないことが確認できる。

これらのことから、請求期間の標準報酬月額が給与明細書等の報酬月額より低額で届出されたのは、請求者の事務上の誤りが原因であり、意図的に保険料負担を軽減するために届出を行ったものではないと考えられ、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定は適用されないものと判断される。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書等から確認できる本来の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年9月から平成31年3月までの期間について、請求者の算定基礎届に誤りがあったとして、年金事務所に対し、当該届に係る訂正届を令和8年1月16日に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。